

「オンライン勉強会「フリーランス法」を知ろう」終了報告

9月12日（木）（10時半～12時）、「オンライン勉強会「フリーランス法」を知ろう」が行われました。会員限定で無料、録画視聴付きです。申し込みは145人、当日ご参加は36名でした。講師には、公正取引委員会からフリーランス取引適正化室普及啓発第一係長の佐藤香純様をお迎えしました。事前に、全国通訳案内士の仕事環境をお知らせし、また参加者からの質問もお渡しし、フリーランスである事が多い私たち通訳ガイドの実態に即した形での講義をしていただきました。

7月に行いました会員アンケート（回答176通）では、7割の方が「聞いたことがあるがよくわからない」または「全くわからない」と回答されました。それを受けて、この勉強会を開催いたしました。会員の20%近くの方にお申し込みいただきました。事後アンケートでは、「法律は文言が難しく自分から手に取るのを躊躇してしまっていたので、今回大枠を言葉で説明していただけてありがたかった」といった感想も寄せられました。

通称「フリーランス法」で発注事業者に課される義務のうち、「書面等による取引条件（業務内容、報酬額、支払い期日等）の明示」は、すべての発注事業者に義務付けられます。下請け法と異なり事業者の規模に係わりません。業務を委託される側でも、確認を怠らないようにしましょう！

働き方が多様化して「フリーランス」が増える中、取引に関するトラブルも明らかになってきた事がこの法律制定の背景であり、仕事を受ける側の立場が弱くなりがち。個人と企業等の組織では交渉力や情報収集力にも差が出るところを最低限の決まりを設けることで保護しようとしたものと最初にお話いただきました。

また、トラブルや違反があった場合には、すでに設置されている「フリーランス・トラブル110番」に加え、法施行後は公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省の公式サイトからオンラインで申し出ができるようになるということです。

録画視聴は、9月25日からを予定しています。忘れずにご視聴下さい。

フリーランス法特設サイト（公正取引委員会公式サイト内）

https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024/index.html

フリーランス・トラブル110番（厚生労働省公式サイト内）

<https://freelance110.mhlw.go.jp/>

「オンライン勉強会「フリーランス法を知ろう」
担当理事一同

